

質問の件名及び質問の要旨 (質問時間)	答弁を求める者
<p>1 平和安全法制法案と憲法尊重擁護義務 (20分)</p> <p>私が今般の市議会議員選挙で最重要課題として取り上げ、連日訴えましたのは、安倍内閣が、自民党と公明党の与党協議会で合意されたとして、14日に閣議決定し、15日に国会に提出された「平和安全法制法案」は日本国憲法9条を最終的に葬り去る「戦争法案」であり、断固許さない、ということです。</p> <p>日本国憲法は、国の最高法規であり、立憲主義により権力者の無法を許さない立場に確固として立っています。また、その前文では、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p> <p>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と高らかに「国民主権」と「恒久の平和」を宣言し、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを」決意しています。</p> <p>15日に提出された「平和安全法制法案」は、平和と安全を呼称にかぶせて国民に対して目くらましを仕掛けようとしています。それによって内容が変わったわけではありません。</p> <p>この戦争法案は、あらゆる形でアメリカの戦争に加担するものであることは間違いありません。政府、与党はこのことを「切れ目のない安全保障法制」として一貫して追求してきたものです。戦時だろうと、平時だろうと、いつでも自衛隊を派兵。戦場でもかまわずどこへでも自衛隊を派兵。国連決議があつてもなくても、どんな戦争にも自衛隊を派兵する。弾薬の輸送・提供から武器の輸送、修理や医療、道路建設まで、なんでも自衛隊にやらせる。おまけに集団的自衛権の行使で、アメリカの戦争に直接参戦する道も開きます。</p> <p>戦後70年、自民党政権下ですら維持されてきた「海外で戦争しない」という原則を、しかも戦後日本がアジア諸国から受け入れられる要因となった「国是」を、覆してしまうものです。</p>	市長

これは、憲法を守れという強い国民の声に押され、自衛隊の活動に厳しい制約を課すことで自衛隊を合憲としてきた自民党政権下の憲法の解釈を、自ら根本的に否定する「改憲」にほかなりません。ですから、長く自民党の重鎮として活動してきた元役員からも危惧の声、反対の声が多く挙がっています。

安倍政権と自民党、公明党の両与党は、このような戦後最悪の法案提出にあたって、11本の法案を一括して提出し、しかもそのための特別委員会を設けて「夏までには成立させる」と公言し、自民党の元役員からも「1本で一国会はかかる」といわれるものを、極短時間での成立を狙っているのです。

日本国憲法は第99条で「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と憲法を尊重・擁護する義務を定めています。

この「公務員」には当然、我々地方自治体議員も含まれ、自治体の長である市長も対象であると思います。そこで、藤縄市長にお尋ねします。

藤縄市長は、「鶴ヶ島平和都市宣言」を掲げた市長として、「平和安全法制法案」に賛成ですか、反対でしょうか？

2 地方自治法における議会と首長の役割について

(20分)

市長

地方自治法は、第1条の2第1項で「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と地方自治体の役割を規定しています。私たち市民によって選挙された市議会議員も同じく選挙で選ばれた市長もこの役割を果たすために活動することではなんら変わりはないと思います。議員と市長、それぞれの立場で「住民の福祉の増進」をはかるために共同してまいりましょう。

そのうえで、地方自治法は、第96条で議会が議決しなければならない事件について「限定列举」の形で、「一 条例を設け又は改廃すること」から「十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項」まで列举し、第2項では「前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとする）が適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。」とあげています。

それにたいして、第149条では「普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する」として「一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること」から「八 証書及び公文書類を保管すること」「九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること」まであげ

ています。

このように当然ではありますが、「議会は15項目にわたる事件について議決をする機関」、「地方公共団体の長」は「議会の議決を経べき議案を提出すること」のほかは、「事務の執行」が主な役割かと思えます。

そこで、お尋ねしたいのですが、8日の平成27年第1回臨時会において市長から提出された地方自治法第179条に「普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第百六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。」として定められた、いわゆる「専決処分」の承認の件についてです。第1回臨時会に提出された「鶴ヶ島市税条例等の一部を改正する条例」専決処分についてです。

- (1) 「特に緊急を要する」ことだったのでしょうか？
- (2) 「専決処分」が妥当だったとして、国会での審議に入った時点で、地方税制にかかわる案件ですから、議会に対して議論をするよう提案すべきだったのではないのでしょうか？

3 「住民の福祉の増進」はどのように図られるのか

(20分)

地方公共団体は、「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する」ために「総合計画」を策定して、「住民の福祉の増進」に努めているものと思えます。

鶴ヶ島市にも「第5次鶴ヶ島市総合計画」が平成23年3月に発表され10年計画となっており、前期5年が平成23年度～27年度、後期が28年度～32年度となっています。

そこで、お尋ねします。

- (1) 「総合計画」は条例で設置された「まちづくり審議会」に平成22年7月に諮問されていますが、市議会の関わり方は平成22年11月に「基本構想」を議決、平成23年3月に「基本計画」議決となっていますので、諮問される前から「本部会議」「部長会議」で審議されていて、事務方主導の策定ではなかったのでしょうか？
- (2) 「基本計画」は市議会で議決していますので、その進行状況、達成状況について市議会で責任を負うものと考えます。その立場から「基本計画」に照らし合わせて、最近の市の施策についてお聞きします。

ア 市立東部保育所の段階的閉鎖が実施に移されましたが、

市長
教育委員会委員長

「計画」中「施策 42～44」とは矛盾しませんか？

- イ 小中学校の統廃合を考えていると聞きますが、「施策 45～48」との整合性は？
- ウ 介護保険第 6 期計画が施行され、要支援認定者に対する介護体制が自治体の施策に移行されます。「施策 1～3」に照らして、これまでのサービスの水準を維持できますか？
- エ 国保税の滞納者に対して、資格証の発行や差し押さえで徴収率をあげようとしているようですが、「施策 5～8」とは乖離しているように思いますが？
- オ 農業、商工業の振興も謳われていますが、現状をどのように把握していますか？